

中津川市公共施設等総合管理計画 (改訂)

平成 28 年 11 月
令和 4 年 3 月

－ 目 次 －

1.	はじめに.....	1
1.1.	公共施設等総合管理計画策定の背景.....	1
1.2.	公共施設等総合管理計画の位置づけ.....	1
1.3.	計画期間.....	2
2.	公共施設等の現況把握及び将来の見通し.....	3
2.1.	公共施設等の保有量.....	3
2.2.	人口の推移と将来推計.....	9
2.3.	財政の推移.....	10
2.4.	更新費用の試算.....	12
3.	課題の整理.....	18
3.1.	公共施設等の老朽化対策.....	18
3.2.	人口減少・少子高齢化への対応.....	18
3.3.	行政サービスの維持.....	19
3.4.	整備費用の確保.....	19
4.	公共施設等の管理に関する基本方針.....	19
4.1.	体制構築と情報共有の方針.....	19
4.2.	維持管理・修繕・更新の方針.....	20
4.3.	点検・診断の方針.....	21
4.4.	耐震化の方針.....	22
4.5.	長寿命化の方針.....	23
4.6.	安全確保の方針.....	24
4.7.	統廃合と保有量適正化の方針.....	24
4.8.	民間の活用と公民連携（Public Private Partnership）.....	26
5.	施設類型ごとの管理方針.....	28
5.1.	公共建築物.....	28
5.2.	インフラ施設.....	33
5.3.	道路.....	34
5.4.	上水道.....	35
5.5.	下水道.....	36

1. はじめに

1.1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

現在、日本全国で公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。

高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等は、近い将来一斉に更新時期を迎えて財政を圧迫することが懸念されます。また、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因となった事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

このような状況を踏まえ、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」では、インフラの安全性向上と効率的な維持管理を目指して「インフラ長寿命化基本計画」を策定することとしています。

国土交通省は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

それを受けて総務省は、平成 26 年 4 月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

本計画はこの要請に基づき、公共施設等の現況を把握し、将来を見通した上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めます。

1.2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、インフラ長寿命化基本計画で策定が求められている行動計画として、本市が所管する全ての公共施設等について管理の基本方針を定めます（図 1-1 参照）。

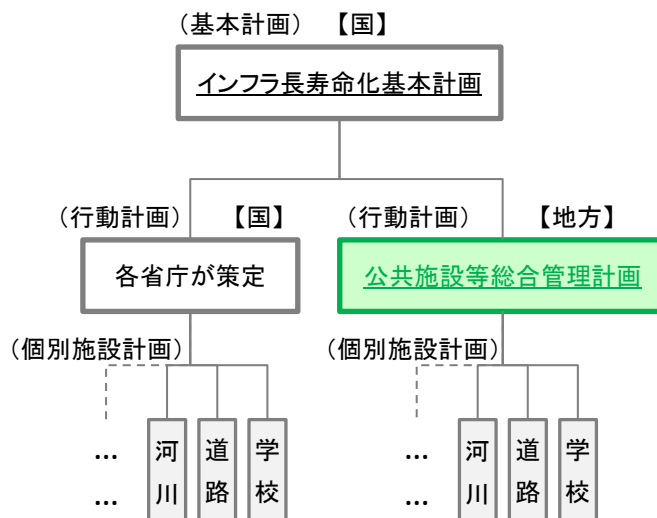


図 1-1 インフラ長寿命化計画の体系

本計画の対象となる「公共施設等」は、公共建築物（いわゆるハコモノ）だけではなく、道路や上下水道などのインフラ（社会基盤施設）も含まれます。

本市では、平成 26 年 3 月に「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」を策定し、市有施設の削減、施設運営の効率化、計画的な施設の維持更新を基本方針としました。

この計画は施設の長寿命化や中長期的な管理の考え方を取り入れてはいますが、総務省の要請前に策定されたものであるため、計画の対象としてインフラは含んでいません。

また、平成 27 年 8 月に「市有財産（土地）運用管理マスタープラン」を策定し、市有地の利活用方針を定めました。

本計画では、市が管理するインフラについて総量の把握と今後の維持管理方針の検討を行い、また、市有財産運用管理マスタープランの情報更新と見直しを行い、本市が保有する全ての公共施設等の管理基本方針を定めます。

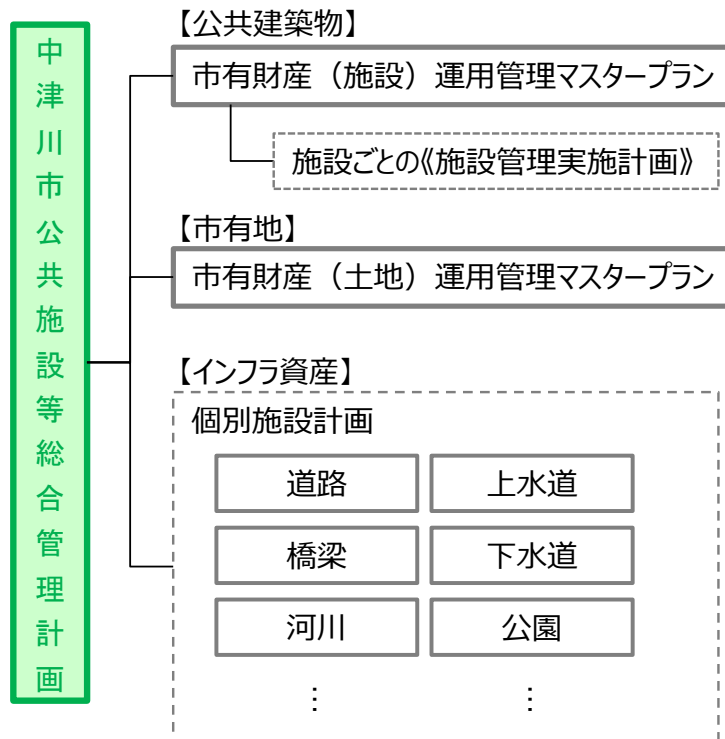


図 1-2 中津川市の公共施設等総合管理計画の体系

1.3. 計画期間

中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 17 年度までの 20 年間とします。

公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜本計画に反映するものとします。

2. 公共施設等の現況把握及び将来の見通し

2.1. 公共施設等の保有量

2.1.1. 公共建築物

公共建築物（ハコモノ施設）を各施設が有する機能または利用者へのサービス内容を基準にし、施設分野と施設用途という分類で整理します。

市有財産（施設）運用管理マスタープランでは生活環境施設に含んでいた上下水道施設はインフラ施設とし、本計画では公共建築物を図 2-1 で示すように 8 つの施設分野と 40 の施設用途に分類します。



図 2-1 公共建築物の分類（施設分野・施設用途）

公共建築物の施設数と延床面積を表 2-1 に、施設分野別の延床面積構成比を図 2-2 に示します。専用の建物がなく他施設に併設されている場合は、主体となる施設の方で施設数及び延床面積を集計しています。

本市は、総合管理計画策定時（平成 28 年度）においては全施設分野合わせて 520 施設、延床面積 506,280 m²の公共建築物を保有していました。これが 4 年後の（令和 2 年度）においては、480 施設、延床面積 488,700 m²となっています。

施設分野別で見ると、校舎や屋内運動場など大規模な建物を有し、施設数も多い学校教育施設の延床面積構成比率が最も高く、全体の35.3%を占めています。次いで、スポーツ、レクリエーション、文化活動などで広く市民に利用される広域交流施設が19.3%、病院や老人福祉施設など市民の健康を守る健康福祉施設が15.3%と高い割合を占めています。

表 2-1 公共建築物の施設数と延床面積

施設分野	施設用途	平成28年度		令和2年度		増減比較	
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
官公庁・公益的施設	庁舎、地域事務所	8	31,117	8	31,117	0	0
	消防署・分署	7	4,334	6	4,184	▲1	-150
	消防団詰所	88	7,251	79	6,880	▲9	-371
	防災倉庫	14	1,716	14	1,716	0	0
	その他事務所施設	4	744	4	744	0	0
生活環境施設	環境・衛生センター	7	19,343	5	17,137	▲2	-2,206
	火葬場	4	531	3	471	▲1	-60
健康福祉施設	病院、診療所	5	50,783	5	50,783	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0
	保健福祉総合施設	3	7,029	3	7,029	0	0
	老人福祉施設	24	15,637	17	11,238	▲7	-4,399
	児童・母子福祉施設	4	1,997	4	1,997	0	0
	障がい者福祉施設	6	1,678	7	2,356	▲1	678
	医師住宅	11	1,515	10	1,452	▲1	-63
地域コミュニティ施設	公民館、図書館	14	22,232	15	23,226	▲1	994
	集会施設等	8	2,032	7	1,878	▲1	-154
	研修施設等	9	2,906	9	2,906	0	0
広域交流施設	スポーツ施設・運動広場	45	25,640	39	25,013	▲6	-627
	キャンプ場、コテージ等	12	13,048	10	12,500	▲2	-548
	野外レクリエーション施設	6	6,646	5	5,905	▲1	-741
	保養・温泉活用施設	8	9,974	5	4,380	▲3	-5,594
	観光物販等施設	13	10,718	12	10,487	▲1	-231
	博物館、美術館等	4	5,225	4	5,225	0	0
	歴史・郷土芸能関連施設	9	3,952	10	4,537	▲1	585
体験・文化交流施設	6	26,205	6	26,205	0	0	
市営住宅	公営住宅	46	34,641	43	34,027	▲3	-614
	特定公共賃貸住宅	9	6,457	9	6,457	0	0
	地域優良賃貸住宅	2	965	2	965	0	0
	若者定住促進住宅	9	3,812	9	3,812	0	0
	市営単独住宅	13	3,240	13	3,240	0	0
学校教育施設	小学校	37	85,313	35	82,286	▲2	-3,027
	中学校	24	61,293	24	61,293	0	0
	高等学校	2	5,050	2	5,050	0	0
	幼稚園	6	3,446	5	2,795	▲1	-651
	保育園	16	14,983	14	13,424	▲2	-1,559
	こども園	0	0	1	1,321	▲1	1,321
	給食共同調理場	9	3,370	9	3,370	0	0
	教員住宅	12	3,140	11	2,977	▲1	-163
農林業生産・普及施設	農林業普及施設	7	2,395	7	2,395	0	0
	農林業生産施設	9	5,922	9	5,922	0	0
合計		520	506,280	480	488,700	▲40	-17,580

※学校は施設数に体育館を含む

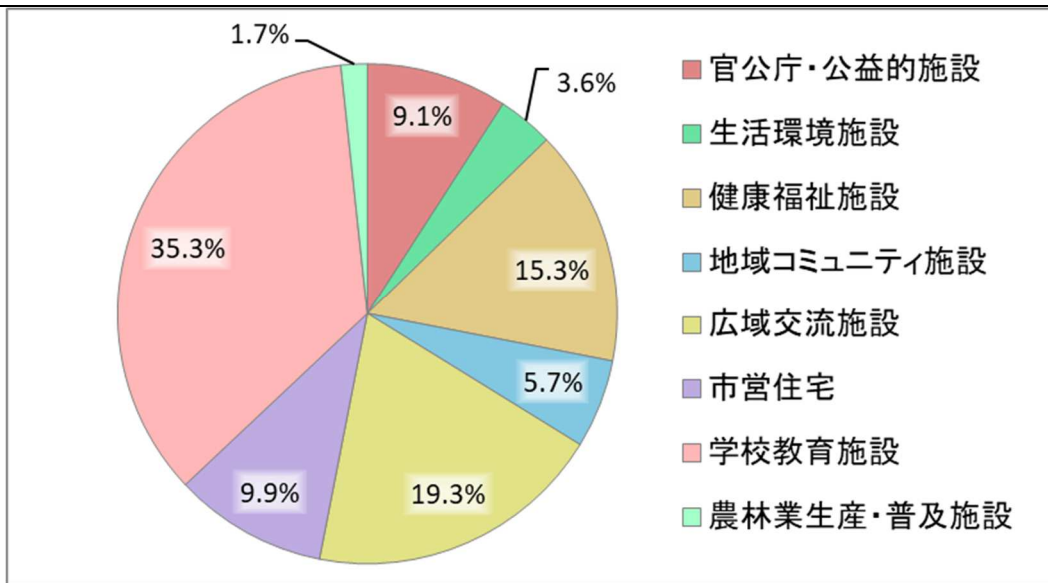


図 2-2 施設分野別延床面積構成比

図 2-3 で建築年度別に公共建築物の延床面積を見ると、昭和 40 年代後半から合併前の平成 16 年度までに建設された建物が大半を占め、最近 10 年間で建設された建物は全体の 3.0%と少なくなっています。

建設からの経過年数が 30 年を超えている建物が 39.5%あり、更新や改修のために多額の費用がかかります。

また、昭和 56 年 6 月に建築基準法が改正されて現行の耐震基準が導入されましたが、それ以前に建てられた建物が 34.4%あります。学校教育施設や健康福祉施設は全ての建物の耐震対策が施されていますが、地域コミュニティ施設や生活環境施設などでは耐震性能を満たしていない建物もあります。

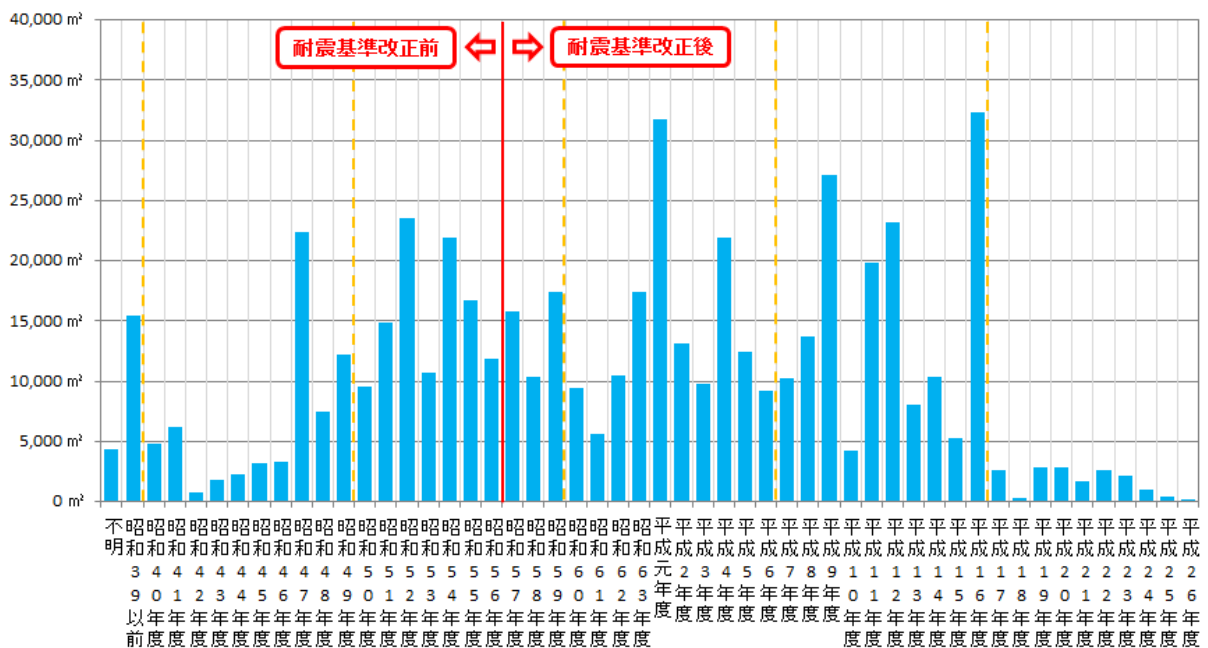


図 2-3 建築年度別延床面積

2.1.2. インフラ施設

本市が保有するインフラ施設の総量を表 2-2 で示します。

表 2-2 インフラ施設の総量

施設種別		総量	
道路	市道	延長	1,379 km
	農道・林道	延長	637 km
橋梁		橋数	1,079 本
		延長	18 km
上水道	管路	総延長	1,198 km
		施設数	248 施設
	上水道施設	延床面積	3,621 ㎡
下水道	管路	総延長	712 km
		施設数	20 施設
	下水道施設	延床面積	18,852 ㎡

2.1.2.1 道路

本市が保有する道路の総量を、表 2-3 に示します。

市道は、総延長が約 1379 km、面積が約 685 万㎡になります。幹線道路である 1 級市道と 2 級市道の総延長が合計約 281 kmあり、幹線以外のその他市道が約 1096 kmとなっています。自転車及び歩行者のみが通行できる自転車歩行者道も約 1 kmあります。

道路法に基づく道路以外にも、農道約 125 kmと林道約 511 kmを保有しています。

なお、林道については幅員及び面積の情報が整備されていないため、幅員を 2.4mと仮定して保有面積を求めています。

表 2-3 道路の総量

施設種別		総量	
市道	1級市道	実延長	129,611 m
		面積	880,899 ㎡
	2級市道	実延長	151,846 m
		面積	850,959 ㎡
	その他市道	実延長	1,096,005 m
		面積	5,119,422 ㎡
	自転車歩行者道	実延長	1,270 m
		面積	2,653 ㎡
その他道路	農道	実延長	124,901 m
		面積	408,415 ㎡
	林道	実延長	511,726 m
		面積	(1,228,142 ㎡)

2.1.2.2 橋梁

本市が保有する橋梁の総量を、表 2-4 に示します。

市道に架設された橋梁が 877 本あり、その総延長は 15,909m、面積が 83,168 m²になります。

農道には 21 本、林道には 181 本の橋梁がありますが、幅員及び面積の情報が整備されていないため、幅員を 4m と仮定して保有面積を求めています。

表 2-4 橋梁の総量

施設種別	総量	
	市道橋	橋数
	総延長	15,909 m
	面積	83,168 m ²
農道橋	橋数	21 本
	総延長	245 m
	面積	(980 m ²)
林道橋	橋数	181 本
	総延長	1,565 m
	面積	(6,260 m ²)

2.1.2.3 上水道

本市の水道事業は、中津、苗木、坂本、落合及び福岡の一部を給水区域としています。その他の地域については、簡易水道事業で上水を供給しています。

上水道の施設としては、水源から水を汲み上げる取水施設、取水した水を浄化する浄水場、浄化された水を給水区域へ供給する配水池があります。また、管路は取水施設から浄水場までを導水管、浄水場から配水池までを送水管、配水池から給水区域までを配水管、配水管から枝分かれして各世帯や事業所までを給水管と区分しています。

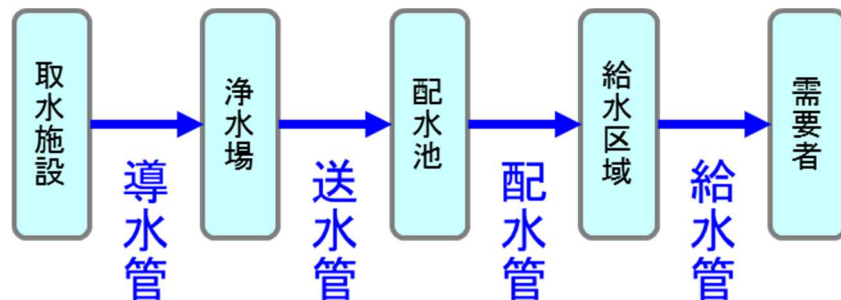


図 2-4 上水道施設と管路の種類

表 2-5 に上水道の管路及び施設の総量を示します。管路は水道事業が総延長約 626 km、簡易水道事業が約 570 km になります。また、浄水場や配水池などが 248 施設あり、建物の延床面積は 3,621 m²になります。

表 2-5 上水道管路・施設の総量

施設種別			総量	
管路	水道事業	導水管 (原水及び浄水設備)	延長	4,615 m
		送水・配水・給水管 (送配水及び給水設備)	延長	624,056 m
	簡易水道事業	導水管 (原水及び浄水設備)	延長	25,871 m
		送水・配水・給水管 (送配水及び給水設備)	延長	543,822 m
上水道施設			施設数	248 施設
			延床面積	3,621 m ²

図 2-5 で布設年度別に見ると 1970 年代中ごろから 2000 年代初め頃までの管路が多くあります。耐用年数とされる 40 年を既に経過した管路は約 68 km あり、また、これから多くの管路が更新時期を迎えます。

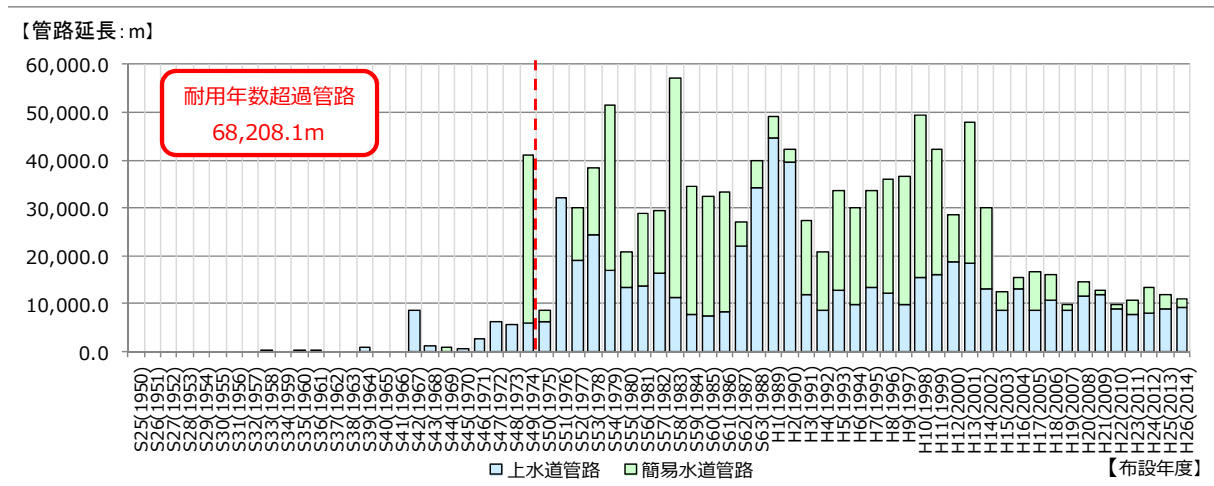


図 2-5 布設年度別上水道管総延長

2.1.2.4 下水道

表 2-6 に下水道施設の総量を示します。浄化センターなどの下水処理移設が 21 施設あり、延床面積は 18,954 m²になります。

下水道管路については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて台帳を整備する予定であり、現時点では総量の把握ができていません。

表 2-6 下水道施設の総量

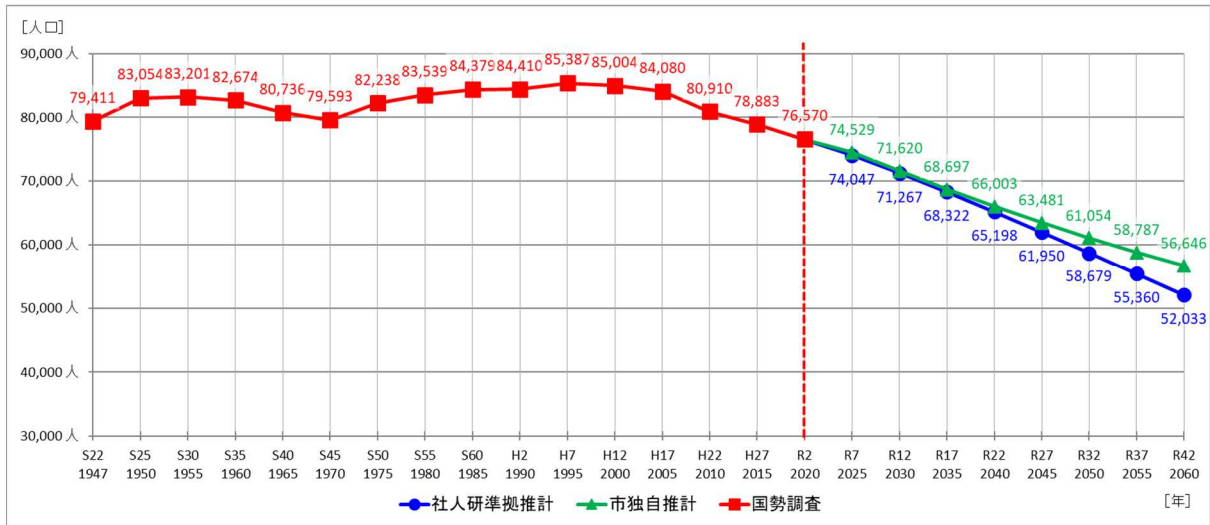
施設種別	総量	
管渠延長	管渠延長	712 km
下水道施設	処理場	20 施設
	ポンプ場	365 施設
	延床面積	18,852 m ²

2.2. 人口の推移と将来推計

2.2.1. 総人口

本市の人口は、平成7年（1995年）の85,387人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）には76,570人まで減っています。

今後も人口の減少は継続し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では令和22年（2040年）に65,198人、令和42年（2060年）に52,033人まで減少するとされています。平成27年10月に策定（令和2年3月改訂）された中津川市人口ビジョンでは、出生率の向上、転入の増加及び転出の減少に努めて人口減少に歯止めをかけることで、令和42年（2060年）の人口が56,646人になると推計しています。



出典：国勢調査（1947年～2020年）

※合併前の人口は、旧市町村の合計を中津川市の人口としています。

出典：中津川市人口ビジョン（2025年～2060年）

図 2-6 国勢調査人口の推移と将来推計

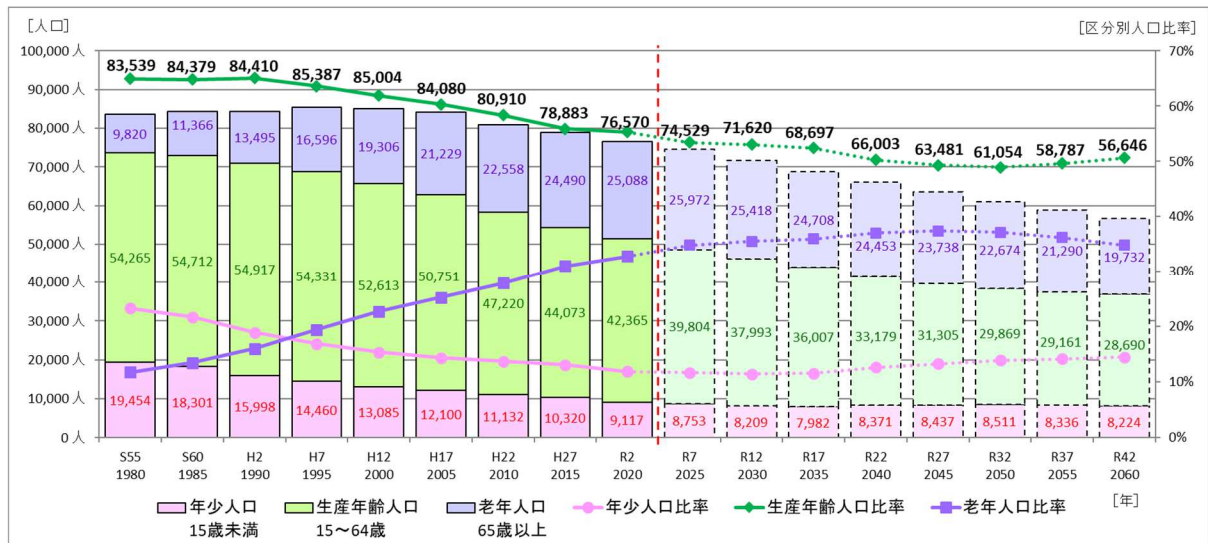
2.2.2. 年齢3区分別人口

人口を年齢別に15歳未満の「年少人口」、15歳以上65歳未満の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」の3つに区分して、その推移と将来推計をみます。

昭和55年（1980年）の国勢調査の時点では、年少人口が総人口の23.3%、老年人口が総人口の11.8%であり、子どもが多く高齢者が少ない人口構成になっていました。

その後、少子高齢化が進行し、平成7年（1995年）には老年人口が年少人口を上回りました。令和2年（2020年）の総人口に対する老年人口の比率（高齢化率）は32.8%にまで達しています。

経済及び社会の主要な活力となる生産年齢人口は、平成2年（1990年）にピークを迎えており、それ以降は減少し続けます。



出典：国勢調査（1980年～2020年）

出典：中津川市人口ビジョン（2025年～2060年）

図 2-7 年齢3区分別人口の推移と将来推計

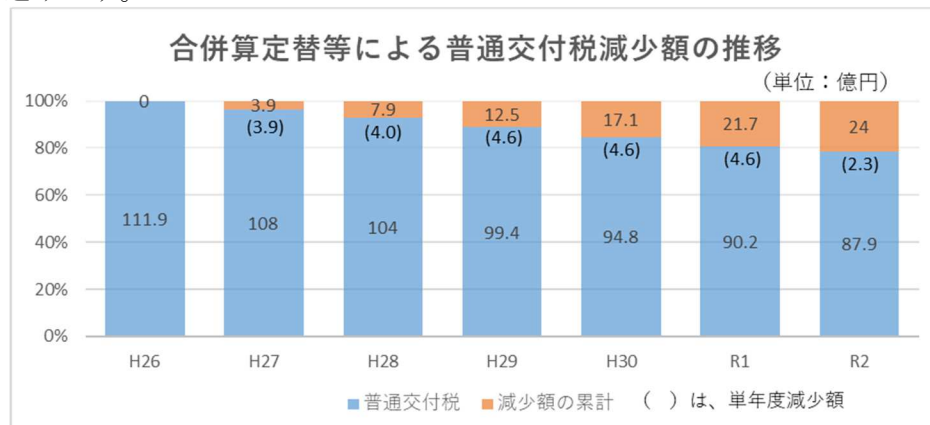
2.3. 財政の推移

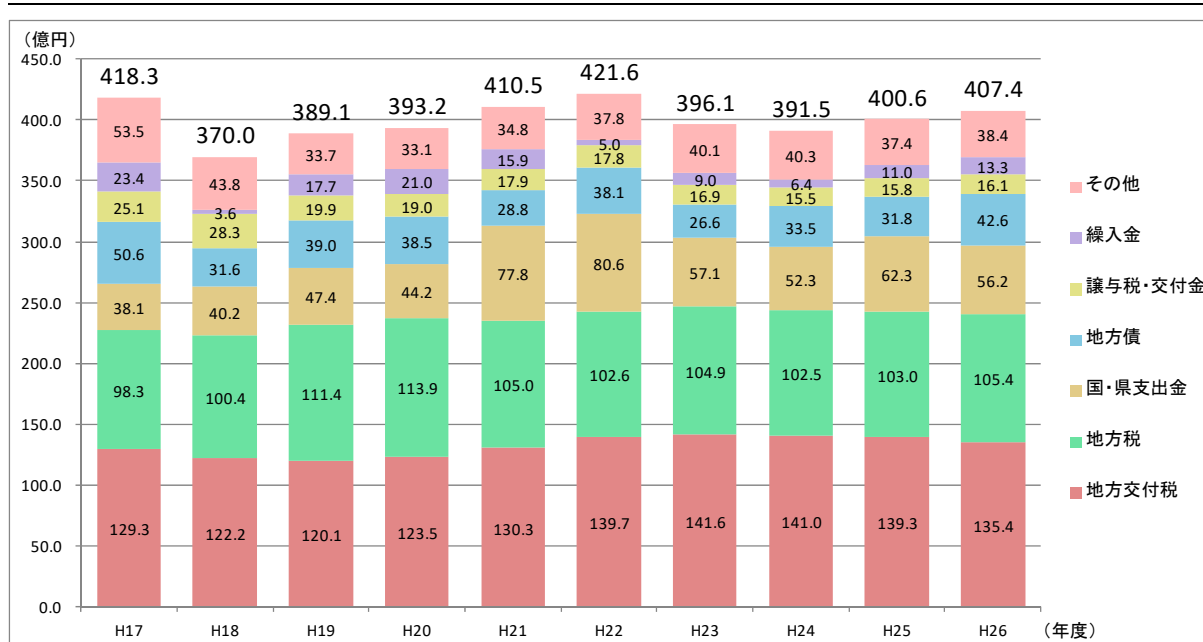
本市の財政の状況について、平成17年度から平成26年度までの普通会計の歳入及び歳出の推移をみます。

2.3.1. 歳入

図 2-8 で示すように、本市の歳入は年度ごとの増減はありますが概ね400億円前後で推移しています。

歳入の中で最も大きいのは地方交付税ですが、合併後10年間の特例による地方交付税普通交付税の合併算定替えが平成26年度で終了し、平成27年度以降は段階的に減少一本算定となる平成32年度時点での減少幅は約24億円（平成26年度交付基準額での推計）となる見込みです。





出典：普通会計決算

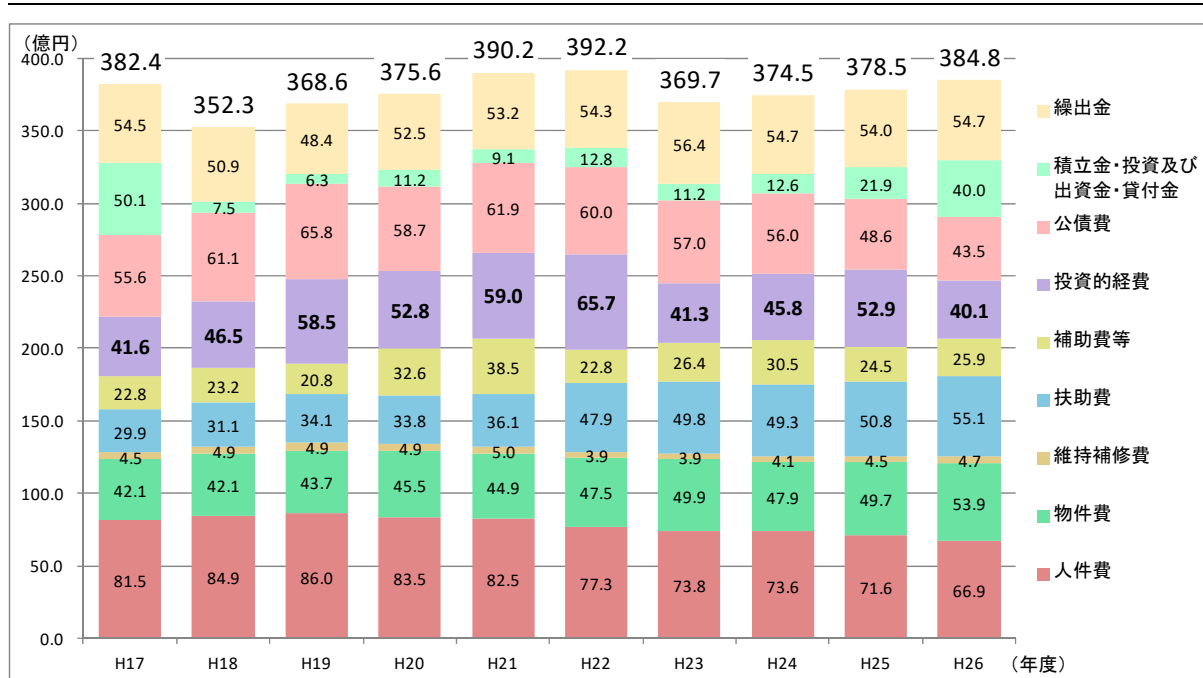
図 2-8 歳入の推移

2.3.2. 歳出

図 2-9 で示すように、本市の歳出は年度ごとの増減はありますが概ね 350 億円から 400 億円の間に推移しています。

歳出のうち、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費について見てみます。投資的経費は、財政規模、景気状況及び他の支出の影響を受けて変動しやすい支出項目であり、過去 10 年間では平成 22 年度の 65.7 億円が最も多く、平成 26 年度は 40.1 億円と最も少なくなっています。

支出が義務付けられている義務的経費のうち人件費及び公債費については、行財政改革と公債残高削減の取組みにより支出額が減少していますが、扶助費については近年増加傾向にあります。



出典：普通会計決算

図 2-9 歳出の推移

2.4. 更新費用の試算

公共建築物及びインフラ資産の更新について、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が製作した公共施設等更新費用資産ソフトに準拠し、今後 40 年間で必要となる費用を試算します。

この試算手法では、施設類型ごとに更新間隔と更新費用を一律に設定し、公共施設等の更新が必要になる時期と費用を算出します。

2.4.1. 公共建築物

公共建築物は、建設後 30 年で大規模改修を行い、建設後 60 年で建替えるものとして費用を試算します。

市有財産（施設）運用管理マスタープランにおいて用途廃止、統廃合、地域移譲又は民間移譲を行うと方針を定めた公共建築物については、更新費用資産の対象外としました。

図 2 10 で示すように、老朽建築物の改修又は更新に今後 40 年間で総額 1,990.6 億円、1 年あたり 49.8 億円の費用が必要になります。

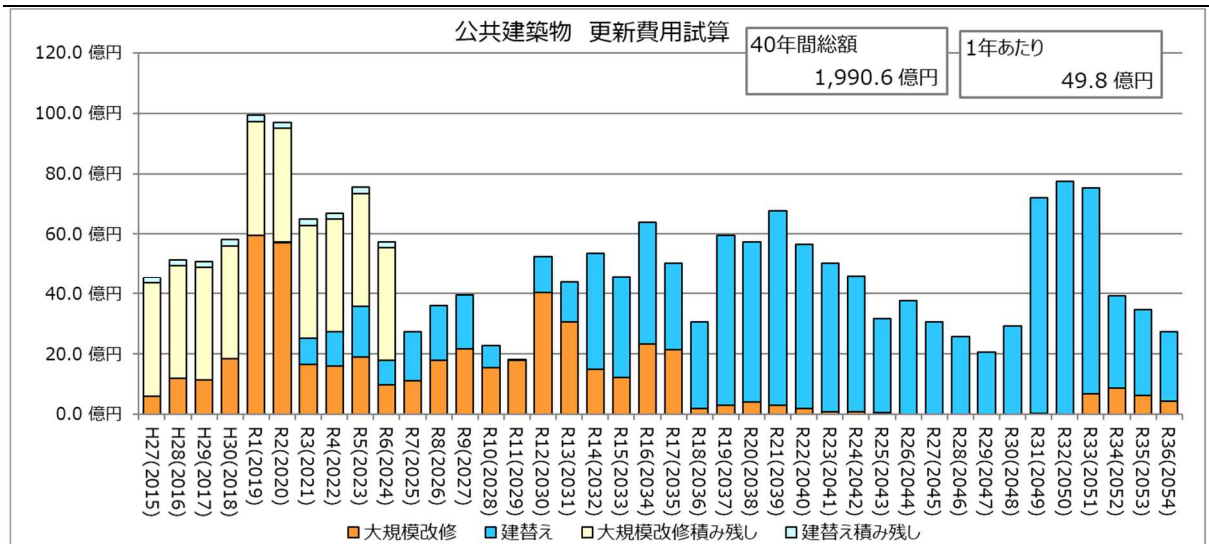


図 2-10 公共建築物の更新費用試算結果

2.4.1. 道路

道路の更新は15年間隔で舗装を打替えるものとし、毎年の更新作業量を平準化して費用を試算します。

図 2-11 で示すように、市道、農道及び林道の更新費用は40年間で1,064億円、1年あたり26.6億円となります。

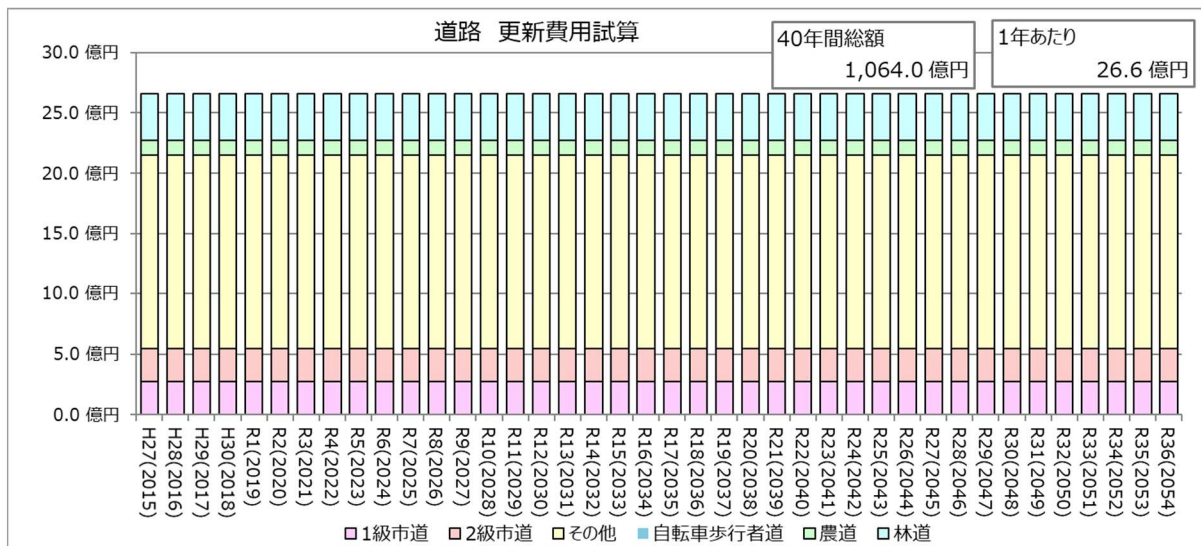


図 2-11 道路の更新費用試算結果

橋梁

橋梁の更新は建設後 60 年で架け替えるものとして試算しますが、橋梁の建設年について情報が整備されていないため、過去 60 年間で均等に建設されてきたと仮定して試算します。

市道、農道及び林道に架かる橋梁の更新費用は、図 2-12 で示すように今後 40 年間で 248.4 億円であり、1 年あたり 6.21 億円となっている。

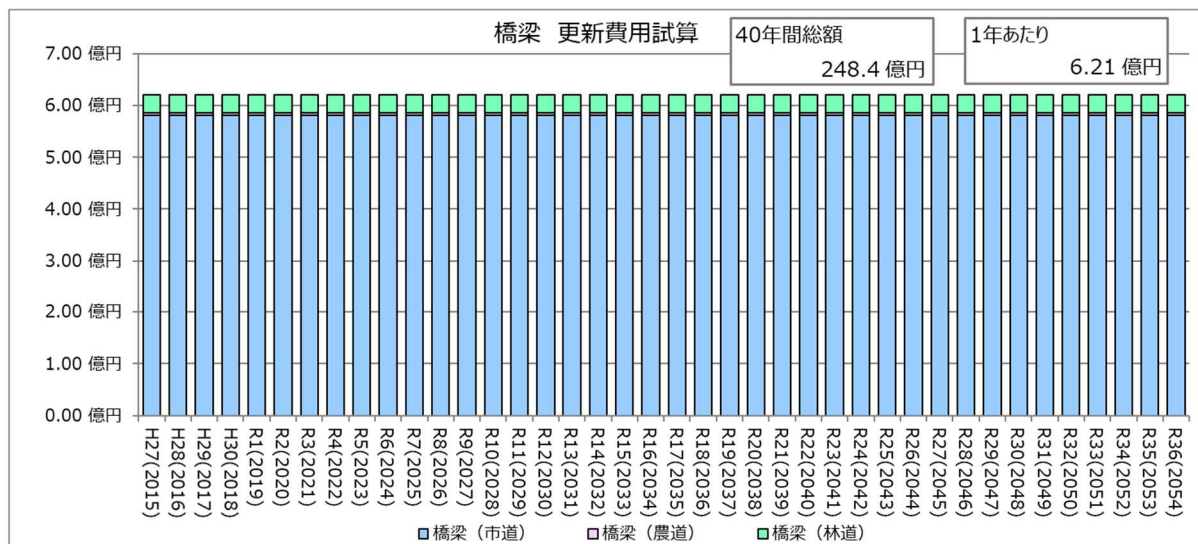


図 2-12 橋梁の更新費用試算結果

2.4.2. 上水道

上水道の管路は布設から 40 年経過したら交換するものとし、浄水施設等の建築物は公共建築物と同じく建設後 30 年で大規模改修を実施し、建設後 60 年で建替えるものとして更新費用を試算します。

管路及び建築物の更新費用は、水道事業と簡易水道事業を合わせて 40 年間の総額が 1,225.5 億円となり、1 年あたり 30.6 億円が必要です（図 2-13 参照）。

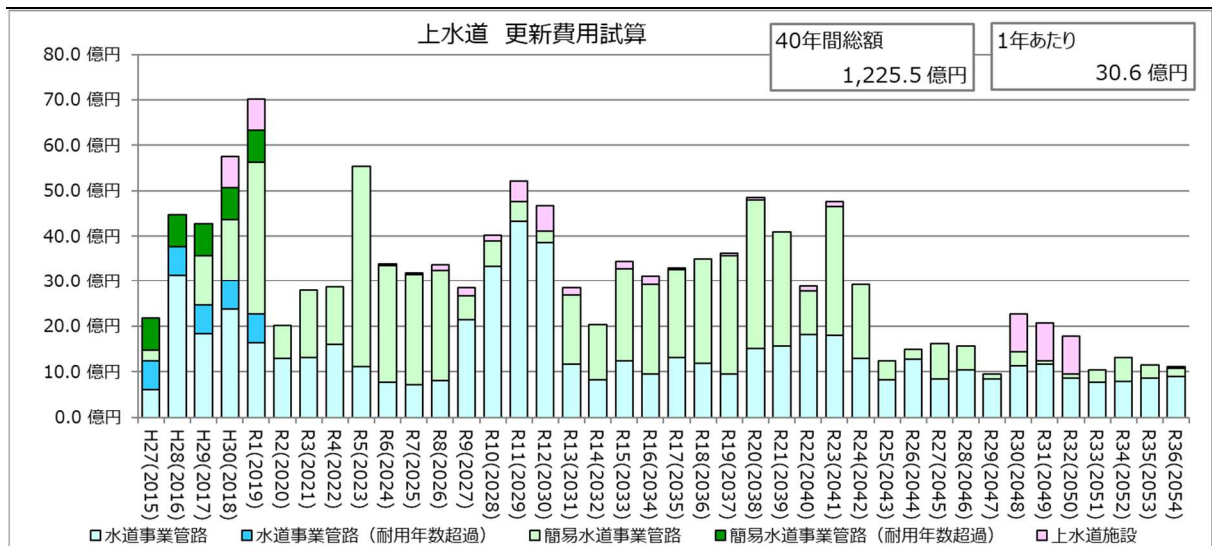


図 2-13 上水道の更新費用試算結果

2.4.3. 下水道

下水道については管路の情報が現時点では整備されていないため、汚水処理施設等の建築物を対象として更新費用を試算します。

下水道施設の更新費用を図 2-14 に示します。40 年間の総額が 17.9 億円であり、1 年あたりの費用は 0.4 億円となります。

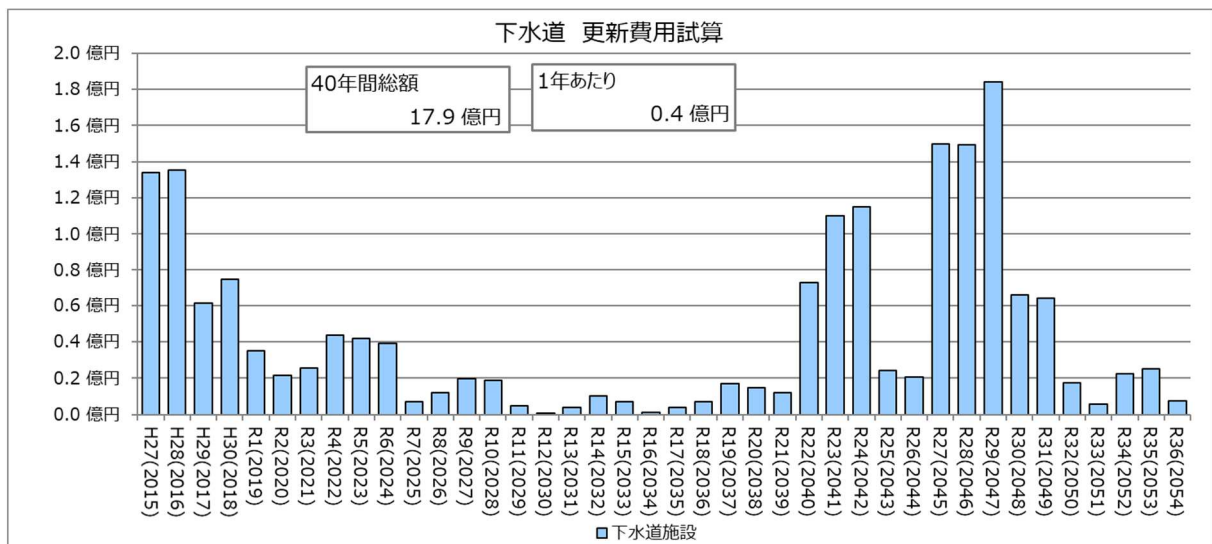


図 2-14 下水道の更新費用試算結果

2.4.4. 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道及び下水道の更新費用を合わせると、図 2-15 で示すとおり今後 40 年間で 4,546.3 億円、1 年あたり平均 113.7 億円が必要になります。

過去の公共施設等整備費用について、平成 22 年度から平成 26 年度までの各会計の決算資料を整理し、表 2-7 にまとめました。

平均すると毎年 70.3 億円が公共施設等の整備に充てられてきましたが、更新費用試算結果の毎年 113.7 億円という結果と比較すると 43.4 億円不足することになります。

更新費用が不足することとは、老朽化した公共施設等が更新されず、事故等が発生して市民の身体や財産に被害を及ぼすおそれがあるため、財政計画の枠組みの中で効率的に老朽化対策と安全確保を実施する必要があります。

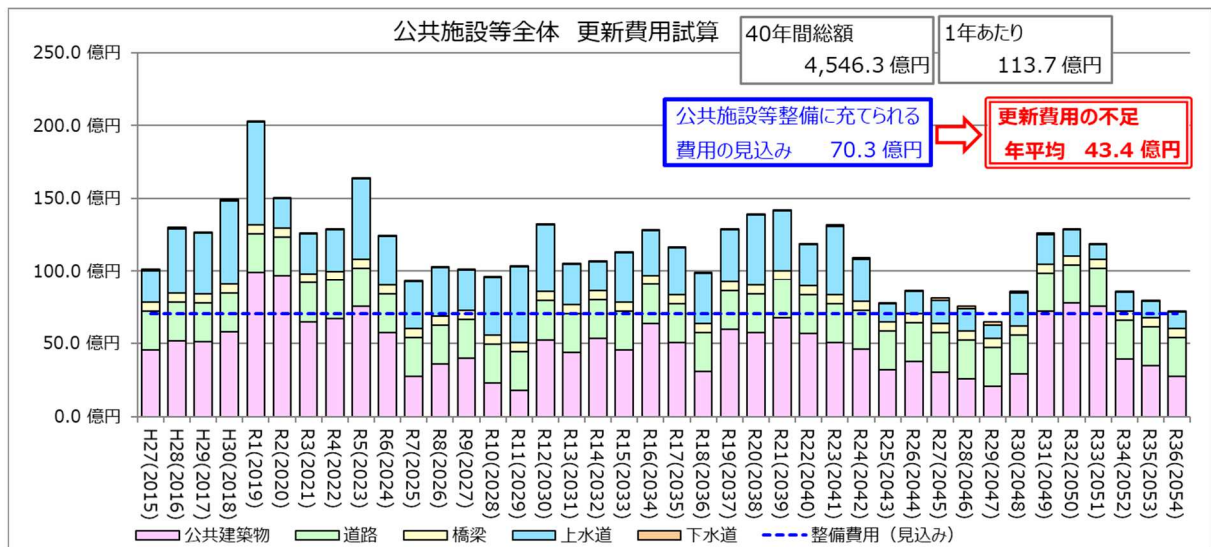


図 2-15 公共施設等更新費用試算結果

表 2-7 公共施設等の整備費用

(単位：億円)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
普通会計 投資的経費	65.7	41.3	45.8	52.9	40.1	49.1
病院事業会計 建設改良費	1.9	2.0	2.9	6.5	11.2	4.9
水道事業会計 建設改良費	2.3	2.6	3.0	3.7	4.0	3.2
簡易水道事業会計 簡易水道整備費	2.5	4.0	4.6	1.4	1.2	2.7
下水道事業会計 下水道整備費	15.6	10.8	10.1	7.2	5.9	9.9
特定環境保全公共下水道事 業会計 下水道整備費	0.4	0.3	0.9	0.2	0.3	0.4
農業集落排水事業会計 農業集落排水整備費	0.0	0.0	0.1	0.5	1.0	0.3
合計	88.4	61.0	67.3	71.9	62.8	70.3

3. 課題の整理

これまでに見てきた本市の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本市が公共施設等を管理していく上での課題を次のように整理しました。

3.1. 公共施設等の老朽化対策

本市が保有する公共施設等の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいます。

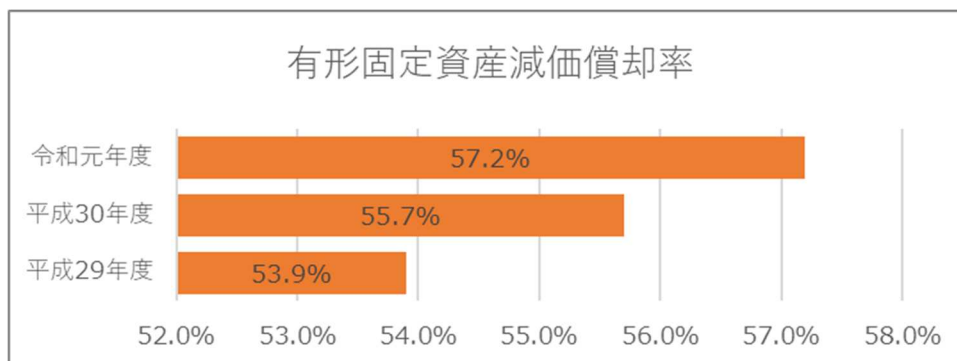
公共施設等は広く市民に利用されており、老朽化による損傷が原因で事故が発生したり利用不能になったりした場合、市民生活に多大な影響を与えます。

公共施設等を安全に利用できる状態を維持するためには、適確な修繕と更新が必要です。

参考 有形固定資産減価償却率

市が保有する施設等が、対応年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができます。

※割合が大きいほど老朽化が進んでいるものと判断されます。



3.2. 人口減少・少子高齢化への対応

本市の人口は、昭和22年（1947年）と昭和45年（1970年）に8万人をわずかに下回っていますが、概ね8万人以上の人口を維持してきました。公共施設等も、8万人以上の市民の需要を満たすために整備されてきました。

しかし、今後人口減少が進行すると、公共施設等の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の1人あたりの負担額が増加します。

将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量の適正化を行う必要があります。

また、人口の年齢構成が変化することで、公共施設等に対する市民の需要も変化しています。人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要です。

3.3. 行政サービスの維持

公共建築物については、既に市有財産（施設）運用管理マスタープランにおいて、統廃合及び民間・地域移譲を実施して保有量の削減を行うことを方針として定めています。

公共建築物は、市民に行政サービスを提供する場であり、また、市民が生活の中で利用する施設です。公共建築物保有量の削減により行政サービスと市民生活の質が低下してしまわないよう、対策が必要です。

3.4. 整備費用の確保

2.4 で行った公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用では、全ての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えないという結果になりました。

将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、その費用を確保する必要があります。

4. 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等の現状と課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を次のように定めます。

4.1. 体制構築と情報共有の方針

4.1.1. 全庁的取組体制の構築

本市は多くの公共施設等を保有しており、各部署において所管する公共施設等の維持管理と運営を行っています。しかし、従来は管理に関する市全体の統一的な方針がなく、また、市役所庁内における公共施設等の情報共有も不十分でした。

今後は、各部署の次長級及び課長級の職員で構成される「行財政改革推進委員会」に公共施設等に関する情報を集約するとともに、各部署が個別施設計画又は施設管理方針を策定する際に、本計画の方針に沿った内容となっているか確認した上で承認を行うこととし、市全体の管理方針の整合性を図ります。

4.1.2. 情報の共有と一元管理

各所管部署が把握している公共施設等の現状について、毎年度継続的に情報を収集し、公共施設等データベースとして一元的に管理するとともに、それらの情報を部署横断的に情報共有することとします。

また、本計画及び個別施設計画で定める公共施設等の管理方針について研修会を実施し、市職員への周知を図ります。

これらの情報収集、データベースの管理、情報共有及び管理方針の周知は、行財政改革推進委員会のもとで「資産経営課」が事務局となって実施することとします。

4.1.3. 管理体制の構築

公共施設等の管理を担当する市職員は、前項の研修会に参加して本市の管理方針を十分に理解した上で、今後の施設管理を行うこととします。また、安全の確保と効率的な維持管理に資する知識と技術の習得に努めます。

公共施設等の管理を指定管理者制度により民間事業者が行う場合にも、本市の管理方針と業務の趣旨を周知し、担当職員と民間事業者が連携して管理を実施します。

4.2. 維持管理・修繕・更新の方針

4.2.1. 予防保全の導入

公共施設等の維持管理、修繕及び更新は、その実施時期により、施設等の損壊が発生した後に対処する「事後保全」と、損壊が発生する前に予防的な対処を施して事故を未然に防ぐ「予防保全」に分類できます。

また、予防保全も実施時期を決定する基準により、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕又は更新の時期を判断する「状態基準保全」に分類できます。

それぞれの保全手法に表 4-1 のような利点と欠点がありますが、公共施設等の老朽化による事故を防止するために予防保全の考え方を基本とします。

表 4-1 保全手法ごとの利点と欠点

	事後保全	予防保全	
		時間基準保全	状態基準保全
利点	損壊箇所のみを修繕するため、修繕費用は少ない。	修繕・更新の時期を予測しやすく、中長期的な計画が立てやすい。	個々の施設等の状況に応じて、必要な時期に必要な修繕・更新を実施できる。
欠点	損壊の発生を予防できないため、市民の身体・生命・財産を損なう事故が発生するおそれがある。	想定以上の劣化による損壊・事故が発生するおそれがある。	状態把握のための点検が必要であり、膨大な公共施設等の全てで実施するのは困難である。

4.2.2. ライフサイクルコストの削減

公共施設等の維持管理、修繕及び更新を効率的に行い、必要な費用を抑制するために、新設から廃止までの費用（ライフサイクルコスト）を考慮して全体としての費用を削減します。

ライフサイクルコストには、建設費などの初期費用（イニシャルコスト）、毎年の維持管理と定期的な修繕などの継続的な費用（ランニングコスト）、廃止時の解体及び撤去の費用が含まれます。

長期間利用される公共施設等の場合は、ライフサイクルコストに占めるランニングコ

ストの比率が高くなるため、建設時に維持管理及び修繕が容易な構造を採用することで、費用が削減できます。

また、長寿命化を実施することで、多額の費用が必要となる更新の間隔が長くなり、ライフサイクルコストの削減につながります。

4.2.3. 事業量の平準化と財政計画との整合

今後、公共施設等が修繕及び更新の増加が見込まれますが、その時期が集中すると公共施設等の整備に充てられる費用が不足します。

中長期的な修繕及び更新の事業量と時期を把握した上で、年度ごとの事業量の偏りを均して平準化し、財政計画の枠内に納められるよう調整します。

4.2.4. リスク評価を取り入れた優先順位の設定

12 ページの 2.4. 更新費用の試算で算出したように、一律の基準で設定した修繕時期及び耐用年数を迎えた全ての公共施設等について修繕及び更新を実施すると、財政上、公共施設等の整備に充てられる費用が不足することになります。

各年度の予算の枠内で修繕及び更新を実施するためには優先順位を付ける必要がありますが、単純に老朽度合に応じて順序を決めるのではなく、各公共施設等で事故が発生したり利用不能になったりした場合の社会的影響の範囲と度合をリスクとして評価し、それを加味して優先順位を設定することで、リスク低減の効果を最大化します。

また、保全手法についても、状態基準保全型の予防保全を全ての公共施設等で実施することは困難なので、リスクに応じて保全水準を設定して時間基準保全型の予防保全や事後保全も併用します。

4.3. 点検・診断の方針

4.3.1. 継続的な保全体制の構築

個々の公共施設等の老朽及び損傷の度合に応じて予防保全（状態基準保全）を実施する場合、公共施設等の状態を把握するために、定期的に点検を実施する必要があります。

点検結果に基づいて公共施設等の健全度を診断し、老朽又は損傷が進行しているものについては、修繕など必要な措置を決定して実行します。そして、点検と診断の結果と実施した措置の内容を記録して、次の点検に活用します。

このように点検、診断、措置、記録を繰り返す、継続的な保全体制（メンテナンスサイクル）を構築します。

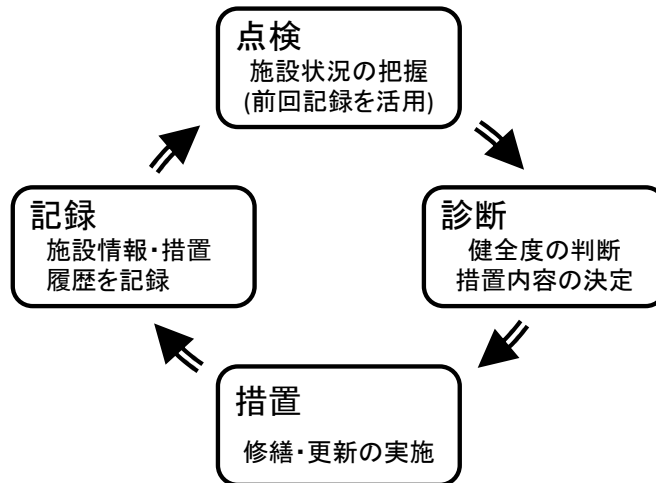


図 4-1 継続的な保全体制（メンテナンスサイクル）

4.3.2. 管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施する公共施設等であっても、点検と点検の合間に損壊する場合があります。管理者等が常駐又は巡回している施設では、日常的に老朽化、損傷、設備の不具合などについて点検を行い、損傷等が軽微な早期の段階で修繕を実施します。

4.4. 耐震化の方針

4.4.1. 災害対策拠点等の優先的対応

公共施設等の中には、市役所や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や公民館のように避難所となる施設、救助活動や支援物資輸送の経路となる緊急輸送道路などのように、災害発生時に機能を発揮すべきものがあります。これらの公共施設等については、他に優先して耐震補強等の対策を施します。

4.4.2. 内部及び周辺設備の耐震化

建築物の耐震性能を考える際、一般的に基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の強度から、その建築物が地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性があるか判断します。

しかし、建築物が倒壊等しない場合であっても、天井の落下や棚等の転倒などが原因で利用者の身体と生命を損なうことがあります。

また、道路においても、標識及び街路灯など道路に付属する設備が落下するおそれがあります。

このような内部及び周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるようにします。

4.5. 長寿命化の方針

4.5.1. 長寿命化の実施手法

公共施設等のライフサイクルの各段階において、次のような手法で公共施設等の長寿命化を図ります。

まず、公共施設等の新設又は更新の際に、長期間安全に利用できる頑強な構造と劣化の進行が遅い材料を採用します。

次に、保全手法については予防保全を導入し、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕を実施することで、公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化を防止します。

また、構造等の補強を行って耐久性を向上させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数以上の利用を可能にします。

4.5.2. 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、法令上の基準、公共施設等自体の物理的耐久性能、社会が公共施設等に求める機能水準及び公共施設等を存続させるための費用効率の4つがあります（表 4-2 参照）。

建設時から数十年を経過した公共施設等は、施設機能の現行の要求水準を満たさないことがあるので、長寿命化改修の際には、機能向上も含めた改修工事が必要になります。

また、維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加していくので、長寿命化改修により耐久性能を回復させても、費用の削減につながらない場合もあります。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

表 4-2 耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設の方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

4.6. 安全確保の方針

4.6.1. 予防保全・災害対策・長寿命化による安全確保

予防保全を導入し、事故等の危険性が高い公共施設等に対して早期に対応を実施することで事故を防止します。

また、地震のみならず、各種災害に備えた対策を施し、被災時の公共施設等の機能継続を図るとともに、市民の身体・生命・財産を損なうことが無いよう被害抑制に努めます。

このように安全が確保された公共施設等について、長期間にわたり安全性能が低下しないように長寿命化改修を実施します。

4.6.2. バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は多くの市民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別、体格、身体能力などに左右されずに、誰もが安全に公共施設等が利用できるようなするための設備の改善を推進します。

4.7. 統廃合と保有量適正化の方針

4.7.1. 公共建築物の統廃合

平成 25 年度に策定した市有財産（施設）運用管理マスタープランにおいて、本市が保有する公共建築物の見直しを行い、公共施設としての必要性和需要が低い施設については、用途廃止、統合又は縮小する方針を示しています。

平成 26 年度に各施設の統廃合に向けたロードマップを作成し、統廃合の実施に向けて取り組んでいます。

4.7.2. 公共建築物の複合化・集約化・転用の推進

市有財産（施設）運用管理マスタープランで今後も継続保全すると判断した公共建築物についても、他用途施設との統合による複合施設化と、同用途施設との統合による施設の集約を、必要に応じて検討します。

更新費用と維持管理費の捻出が厳しい中で、選択と集中を実践して公共建築物の保有量を削減し、必要な公共建築物を確実に保全していくとともに、機能と利用者の利便性の向上に努めます。

また、市民の需要の高まりにより新しい施設が必要となった際には、統廃合等によって用途廃止された公共建築物を転用して活用することを検討します。

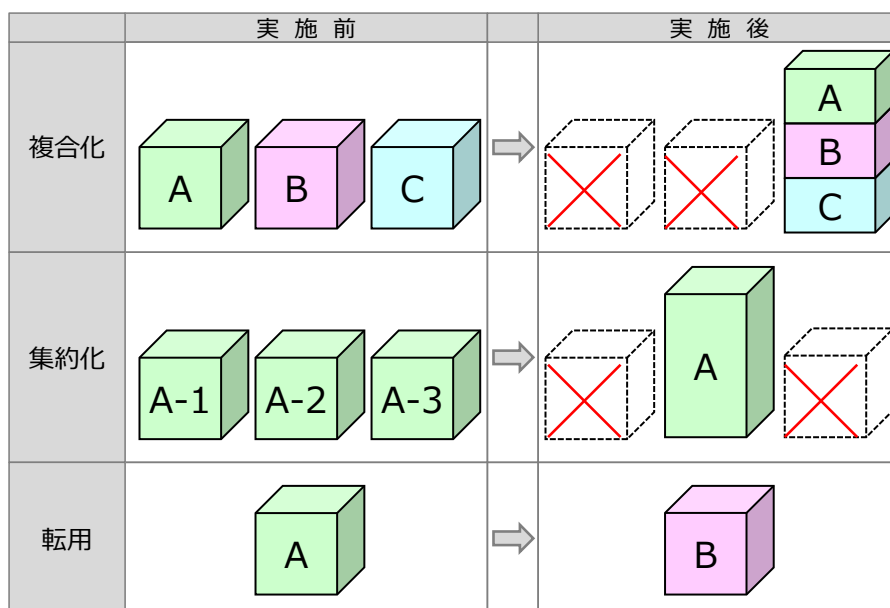


図 4-2 複合化・集約化・転用のイメージ

4.7.3. 事業実施のための地方債特例措置の活用

本計画に基づき公共施設等の除却を行う場合、平成 26 年度以降当分の間は、除却費用の財源に地方債を用いることができます。

また、同じく本計画に基づき公共施設等の複合化、集約化及び転用を行う場合には、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に限り、その費用に地方債を充当することが可能です（表 4-3 参照）。

本市はこれらの地方債特例措置を活用し、公共施設等の保有量適正化と最適配置の実現に向けて、除却、複合化、集約化及び転用を推進します。

表 4-3 地方債の特例措置

特例措置	対象事業	期間	地方債 充当率	交付税 参入率
除却事業に係る地方債	除却事業	H26 年度以降当分の間	75%	---
公共施設最適化事業債	複合化・集約化事業	H27 年度から H29 年度	90%	50%
地域活性化事業債	転用事業	H27 年度から H29 年度	90%	30%

4.7.4. 国有財産・県有財産の有効活用

本市内にある国又は岐阜県が所有する公共施設等について、本市所有の公共施設等と連携して最適配置を目指します。

また、国、岐阜県及び本市が公共施設等を建設する際に、それぞれが保有する国有地、県有地及び市有地を相互に融通し事業用地として利用できるように、未利用地等の情報について情報を積極的に提供します。

4.7.5. インフラ施設の効率化

道路及び上下水道施設は、市民が生活する上で不可欠な、公共性の高い社会基盤施設です。また、道路網及び配管網として市内全域を面的に網羅しているため、容易に統合又は廃止を行えるものではありません。

現有のインフラ施設の保全を第一とし、適切かつ計画的な維持管理を進めますが、今後更に人口が減少すると予測されるので、中長期的には将来の人口動向と居住地域の变化に合わせて、効率的な道路網及び配管網とそれに付随する各施設の見直しを行います。

4.8. 民間の活用と公民連携（Public Private Partnership）

4.8.1. 公共建築物の民間・地域移譲

平成 25 年度に策定した市有財産（施設）運用管理マスタープランにおいて、本市が保有する公共建築物の見直しを行い、行政が公共施設として運営する必要性が低い施設について、民間事業者又は地域団体へ移譲する方針を示しました。

平成 26 年度に各施設の移譲に向けたロードマップを作成し、移譲の実施に向けて取り組んでいます。

収益性がある施設は、民間の経営手法を活用することで、運営の効率化とサービスの向上が期待でき、地域経済の活性化にもつながります。

また、地域コミュニティの活動の中で利用される施設は、地域住民が主体となって管理することで、地域活動の活発化と連帯強化の効果が期待できます。

4.8.2. 指定管理者制度、業務委託の積極的活用

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

本市では、既に福祉施設、スポーツ施設、レクリエーション施設及び観光施設などで指定管理者制度を導入しています。今後、導入実績がない用途分類の施設も含め、積極的に指定管理者制度の導入を検討します。

指定管理者制度が馴染まない公共施設等であっても、運営、管理及び修繕などの業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

また、同種の施設又は同種の業務を一括で委託することで、より効率的な管理を推進します。

4.8.3. PFIによる公共施設等の整備と運営

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の制定によって、民間の資金と手法を用いて行うPFI(Private Finance Initiative)事業により公共施設等の整備と運営を行う手法が導入されました。また、平成23年のPFI法の改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等の運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営権(コンセッション)方式の施設運営手法が導入されました。

PFIにより公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスを提供するとともに、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促して経済の活発化を図ります。

4.8.4. 民間施設との連携

公共施設等と同種の民間施設がある場合、その地域における市民へのサービス提供を民間施設に委ね、行政と民間事業者が連携して市内全域へサービスを提供する体制を構築します。

しかし、公共性の高いサービスについては、行政が責任を持って運営する必要があるため、施設用途に応じて民間との連携を図ります。

また、民間施設の撤退によりサービス提供の空白地域が生じる可能性があるため、常日頃からの民間施設との連携と状態の把握が必要になります。

5. 施設類型ごとの管理方針

5.1. 公共建築物

5.1.1. 再編方針

5.1.1.1 官公庁・公益的施設

官公庁・公益的施設は、市民サービスの窓口、消防及び防災など、行政機能を展開する施設分野です。市役所庁舎や消防本部のような市域全体を管轄する拠点施設と、地域事務所や消防団詰所などの地域に根ざした施設に大別できます。

地域事務所は地域に根ざした施設として、公民館などの地域コミュニティ施設や消防分署などとの複合化をさらに推進し、利便性と施設機能を向上させます。

また、消防団詰所や防災倉庫においては、施設更新時に地域間での適切な統廃合をさらに進めます。

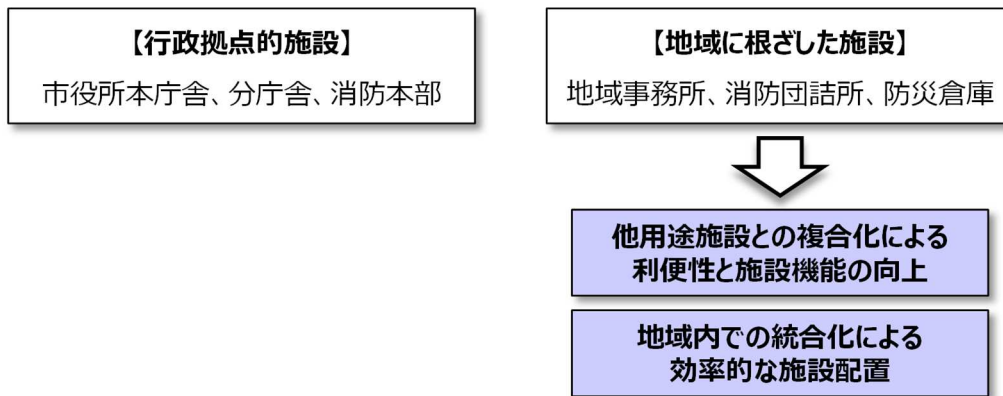


図 5-1 官公庁・公益的施設の再編方針

5.1.1.2 生活環境施設

生活環境施設は、ごみの焼却及び処分や資源のリサイクルなど、生活環境の維持に不可欠な公共性の高い施設分野です。

環境センター、衛生センター及び火葬場など、単体で機能が発揮できる施設であるので、施設の集中と拠点化を行い、施設の統廃合を目指します。

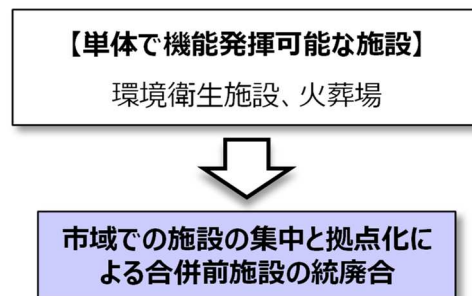


図 5-2 生活環境施設の再編方針

5.1.1.3 健康福祉施設

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童及び母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野です。

給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別でき、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められます。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指します。

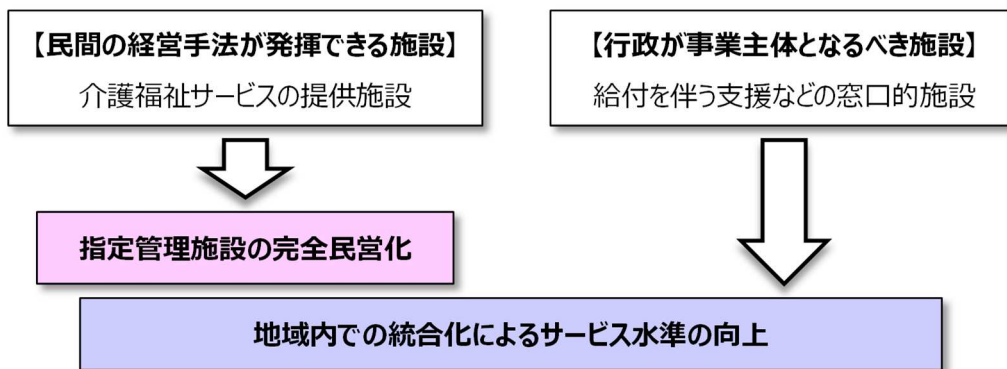


図 5-3 健康福祉施設の再編方針

5.1.1.4 地域コミュニティ施設

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関する施設分野です。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別できます。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

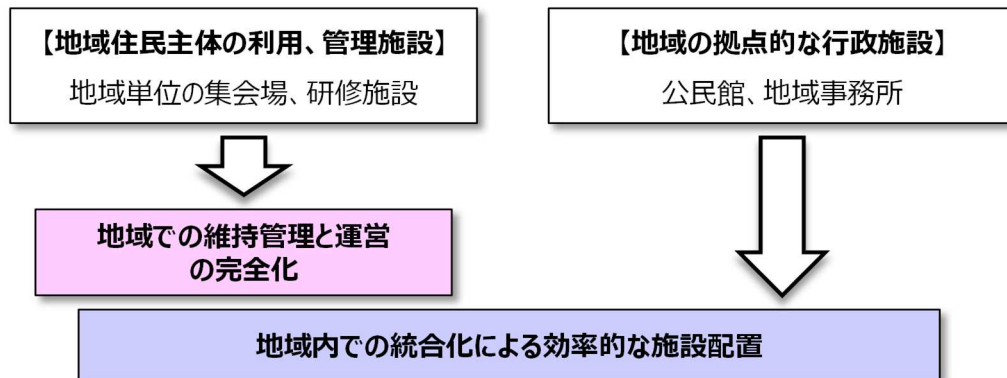


図 5-4 地域コミュニティ施設の再編方針

5.1.1.5 広域交流施設

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野です。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっています。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能及び魅力の向上を目指します。

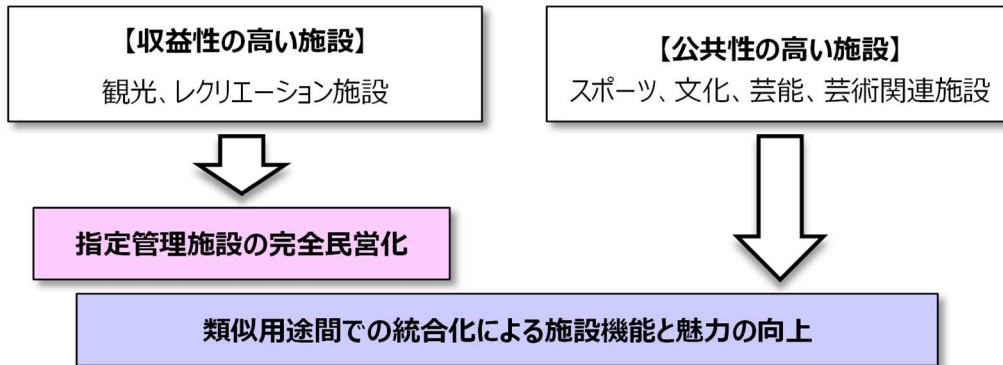


図 5-5 広域交流施設の再編方針

5.1.1.6 市営住宅

市営住宅は、法律や施策に基づいて市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野です。昭和 40 年代から 50 年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別できます。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止と U・I ターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置きます。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指します。

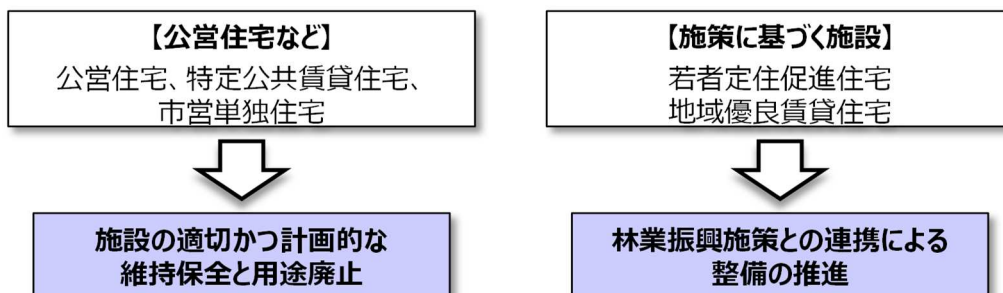


図 5-6 市営住宅の再編方針

5.1.1.7 学校教育施設

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園及び保育園などの教育施設と、これらに関連する施設です。公共建築物の中で最大の延床面積を有する施設分野であり、利用対象者数の減少が見込まれる施設分野でもあります。小学校、中学校、幼稚園及び保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なります。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指します。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図ります。また、幼児教育および保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討します。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性等を考慮して、施設の統廃合を目指します。

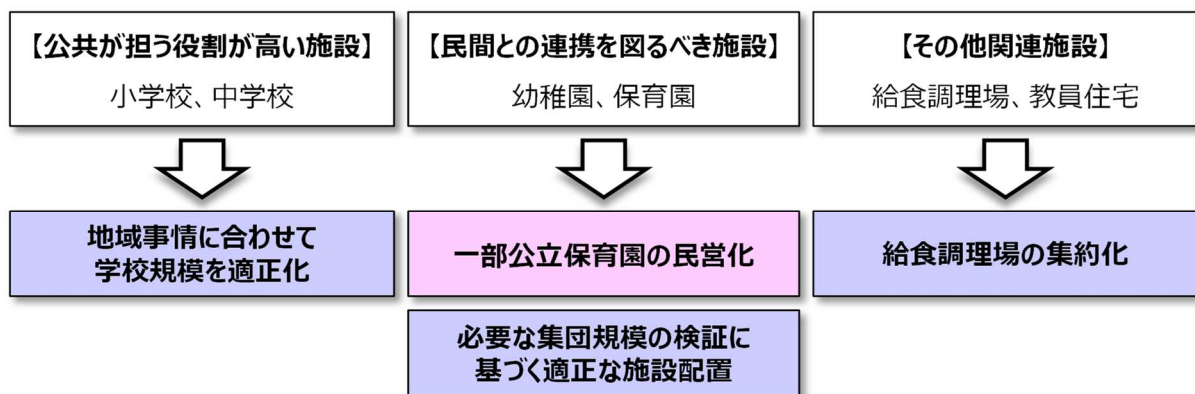


図 5-7 学校教育施設の再編方針

5.1.1.8 農林業生産・普及施設

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野です。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業および林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別できます。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本方針とします。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指します。

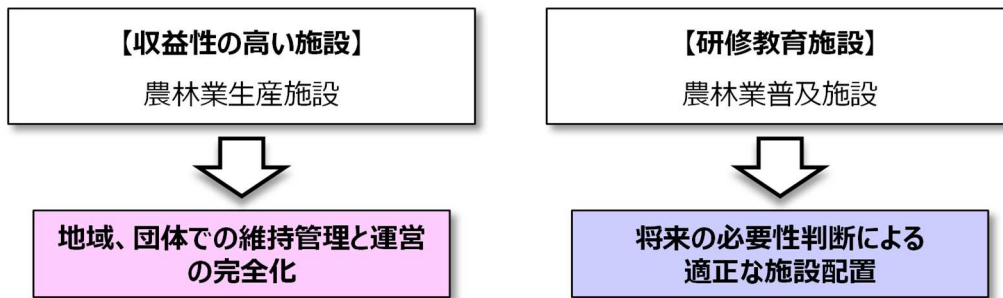


図 5-8 農林業生産・普及施設の再編方針

5.1.1.9 その他公益的施設

その他公益的施設は、施設機能による分類から外れる施設分野であり、倉庫や小規模な施設が主体となっています。

これらの施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を行うことを基本方針とします。

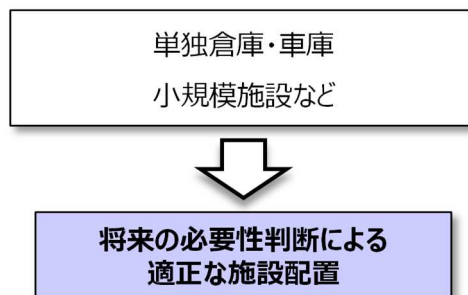


図 5-9 その他公益的施設の再編方針

5.1.2. 中長期を見据えた計画的な管理の方針

平成 25 年度に策定した「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」において、本市の全公共建築物について見直しを行って再編計画を定めるとともに、管理と運営の方針を示しています。

それに基づき、所管部署は施設単位で維持管理と再編に向けた取組みの具体的な時期と内容を定めた施設管理実施計画を策定し、実行することが求められています。

5.2. インフラ施設

5.2.1. 個別施設計画の作成

本計画で示した基本方針に則り、施設類型ごとにより具体的な管理方針と取組を定めた個別施設計画を平成 32 年度までに策定することとします。

既に計画を策定しているものについては、改めて見直しを行い、本計画との整合性を図るとともに、国全体の国土強靱化とインフラ長寿命化の体系の中で役割を果たすことができる計画とします。

5.2.2. 点検・診断マニュアルの作成

点検及び診断のマニュアルを、施設類型ごとに作成します。

国及び岐阜県も、施設類型ごとに点検及び診断の要領、基準、マニュアル等を作成しています。それらを参考にしつつ、本市の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成することとします。

5.2.3. 復旧計画の作成

災害の発生時に損壊しないように耐震補強等の事前対策を施すことも重要ですが、大規模災害に完全に対応することは困難で、ライフラインが止まった場合を想定した対策が必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保について計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に市民の生活を守るために備えます。

5.3. 道路

	実施方針	内 容
1	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路等の主要な道路については、メンテナンスサイクルに基づき定期的に点検・診断を実施する。 ● 構造物（橋梁、トンネル、舗装、付帯設備等）毎に、点検・診断を定期的に実施する。
2	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な施設管理を実施するため、予防保全型の長寿命化計画を策定する。 ● 道路に管路が埋設されている上水道・下水道・ガスなどの占有者と連携し、無駄のない工事と計画的な埋設を実施する。 ● 将来の保全コストの低減、平準化を図る。
3	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者・自転車利用者・歩行者のそれぞれの立場の視点から交通安全を検討する。 ● こども、高齢者および障がい者などに対する安全誘導の視点から設備を見直す。
4	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造物や付帯設備等の耐震性を確保する。 ● 緊急輸送道路をまたぐ道路橋は耐震化を優先させる。 ● 他の管理者による道路橋・鉄道橋等の道路を跨ぐ構造物についても、耐震性が確保されるように調整する。
5	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕を行う管理基準を定め、適切な修繕を施す。 ● 将来の保全コストの低減、平準化を図る。
6	統合や廃止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画等とも連携し、コンパクトシティに対応した道路網の再構築を行うための道路整備計画を策定する。
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路を一元管理できる部署で、効率的な管理を推進する。 ● 行財政改革推進委員会へ道路の管理状況について報告し、整備計画等の承認を受ける。 ● 長期的視点に立ち、人材の育成を行う。

5.4. 上水道

5.4.1. 施設種類及び施設数

施設種別		施設数	施設規模
水道施設	取水施設	40 施設	浄水能力 25,086 m ³ /日
	浄水施設	35 施設	
	配水施設等	173 箇所	
	管路延長	1,198 km	—

5.4.2. 今後の方向性

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市水道事業経営戦略」を策定し、施設の統廃合と長寿命化を進めます。

5.4.3. 計画期間の取組み等

改修・更新の考え方	<p>将来の長期的な水需要の予測等にあわせ施設の統廃合を検討するなど施設規模の最適化を図ります。また、耐震診断の結果を踏まえ、影響の大きさなどを基に優先度を決定し耐震化に努め、計画的な更新に取り組みます。</p> <p>管路についても、将来の長期的な水需要の予測等に応じた管路の更新及び口径の縮小によるダウンサイジングに取り組みます。</p> <p>また、アセットマネジメントにより更新需要の平準化を行い、更新計画に沿った計画的な更新に取り組みます。</p>
管理運営の考え方	<p>施設の運転維持管理については、引き続き包括委託業務を継続し、複数年契約への移行により業務効率化を図り、更なる委託範囲の拡大を検討します。</p> <p>また、PFI事業導入や、近隣市町村との施設共同化、広域的な連携に向けた調査・研究などを進めます。</p> <p>加えて、人口減少社会に対応した水道料金体系への転換を図りつつ、水道料金の見直しを検討します。</p>
予防保全の考え方	<p>定期的な点検を行い、長寿命化を推進するとともに老朽化した施設については、計画的に更新し、投資コストの低減を図ります。</p> <p>口径100mm以上の管路については、耐震性・耐久性の高い管路に更新し、配水支管の一部では配水用ポリエチレン管を採用するなど、管路の耐震化・長寿命化を推進することで投資コストの低減を図ります。</p>

5.5. 下水道

5.5.1. 施設種類及び施設数

施設種別		施設数	施設規模
下水道施設	処理場	20 施設	
	ポンプ場	365 施設	
	管渠延長	712 km	—

5.5.2. 今後の方向性

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市下水道事業経営戦略」を策定し、計画的な改築更新と耐震化を進めます。

処理施設が多く、老朽化による維持管理費の増加と、それに伴う改築更新により財政的負担が増えることから、計画的な維持管理計画を策定します。

また、今後は人口減少が予想され、処理場機器のダウンサイジングを図り、優先順位をつけて規模にあった改築更新を実施します。

加えて、受益者負担の観点から適正な料金を見直し、収支のバランスを図ります。

5.5.3. 計画期間の取組み等

改修・更新の考え方	管渠・施設等については、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国からの交付金を得ることで、人口減少や処理水量を考慮し、優先順位をつけて改修・更新を実施します。
管理運営の考え方	施設等の包括的民間委託業務の検討や、経費縮減のため調査・検討を実施します。また、経費回収率の向上を目指し、収支の均衡を図るため下水道料金の見直しを検討します。
予防保全の考え方	事業計画に位置づけた施設の点検・調査計画により、定期的に点検を行い、健全度をつけて管渠や施設の老朽化具合、更新時期を予測する。 点検・調査結果や通常の維持管理データのストックから、機器の更新時期を予測し、長寿命化計画を策定することで計画的な機器更新を行い、コストダウンを図る。

中津川市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 11 月

令和 4 年 3 月 改訂

〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町 2-1

中津川市役所 総務部 資産経営課

電 話 0573-66-1111

F A X 0573-66-0634

HPアドレス <http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp>

メールアドレス shisan@city.nakatsugawa.lg.jp
